

**STOP! ガ
八ッ場ダム ニュース**

in 千葉

TEL & FAX
043-486-1363

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会 代表 中村春子・村越啓雄 ホームページ <http://stopyambacoop.net/>

統一弁護団長 高橋弁護士が陳述します 八ッ場ダムは地質学上からみて危険 !

8月4日の第7回裁判 千葉地裁傍聴にぜひご参加下さい

八ッ場千葉の裁判は8月4日に第7回目が開かれます。

今回の裁判は、八ッ場にダムを作ることの危険性について取上げ、原告側の陳述を、統一弁護団長の高橋弁護士が行うことになりました。

第1回の裁判が05年3月に開かれてから、総括・財務会計行為の概論・治水・利水について主張し、そして今回は危険性について主張する段階となりました。今後は環境への影響や財務会計行為についての主張を予定しています。

八ッ場訴訟では関東圏の水余りの事実、カスリン台風による出水と被害状況、利根川や吾妻川の河川改修計画の問題点、ダムサイトの地盤と湖水域の地すべりによる危険性、環境に与える影響について、現場調査の結果や、学者・専門家の協力の下に得た知見を基に、ハイレベルの準備書面を作成し、関東6都県で一斉に提訴するなど、従来の住民訴訟の枠を越えた取り組みを行ってきました。

また、法廷では通常、書面のやり取りが中心で、「書面のとおり陳述しますか?」「はい」で終わってしまい、市民には裁判の進行がわかりにくいと批判されてきました。そこで、八ッ場の裁判では、提出した書面の要旨を、原告が法廷で陳述(説明)し、その際に法廷に用意されたスクリーンやテレ

ビ画面に写しだした図や写真を基に説明していますが、裁判官や傍聴者にわかり易い裁判手法だと、民事訴訟での始めての手法が評価されています。

8月4日の裁判は、ダムの危険性について地質学の高度な主張を展開する必要があることから、6都県全部の陳述を高橋統一弁護団長にお願いすることになりました。高橋さんは、外務省に対する報償費の情報公開訴訟の原告として勝訴(06年2月)するなど力量十分な弁護士ですが、また、地質学についても造詣が深く、趣味の地質研究会のメンバーでもあります。高橋さんの陳述は明解でわかりやすい、と評判です。ぜひ、傍聴に参加ください。(村越 啓雄)



5月25日の裁判の後、ストップ八ッ場ダムの旗印を掲げて、県庁前を行く人たちに反対理由を書いたチラシを配りました。

渡良瀬遊水池

～眞の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし。

今文明は虚偽虚飾なり、私欲なり、露骨的強盗なり。～ 田中正造



宇都宮大学名誉教授 藤原 信

渡良瀬遊水地は、利根川と渡良瀬川の合流地点より5キロほど渡良瀬川を遡ったところに広がる33平方キロ（山手線の内側とほぼ同じ面積）の遊水池です。

明治7年に足尾銅山を手に入れた古河市兵衛は、銅精錬の燃料として薪炭を利用するため、足尾周辺の山林を乱伐しましたが、精錬所が排出する煙害による樹木の枯損も加わり、足尾の山は保水力を失った死の谷と化してしまいました。

沢々には、銅山から出された鉱滓等が大量に堆積され、ここから浸出する鉱毒が渡良瀬川沿岸地域を汚染し、川から魚が姿を消していきました。

明治23年8月の豪雨は、足尾の裸山を一気に流下し、堆積していた鉱毒を多量に含んだ土砂が渡良瀬川に流れ込み、沿岸町村に大きな被害を与えるました。

明治29年の大洪水では、鉱毒を大量に含んだ毒泥が広大な田畠を埋め尽くし、被害は東京・埼玉・茨城・群馬・栃木・千葉の6府県に及びました。

富国強兵・産業興國を国とした明治政府は、古河鉱業を擁護する立場から、鉱毒反

対運動を弾圧する一方、治水事業を名目に谷中村を買収して廃村に追い込み、鉛毒を沈殿させるための遊水池にしようとしました。

谷中村は「地味豊饒日本無比の沃土」をもつ村で、450戸、2800人の人々が暮らしていましたが、明治40年には土地取用法を適用して、谷中村の先祖伝来の家屋敷を次々に強制破壊し、明治41年には河川法を準用して、谷中村の地目を河川敷に変え、家を奪われて掘っ立て小屋で雨露をしのいでいた残留村民を追い出し、明治42年に渡良瀬川改修計画を発表し、谷中村を廃村にし、その跡地を渡良瀬遊水池にしました。

渡良瀬川の最下流部に遊水池を設置するのは、遊水池を足尾の鉱毒の鉱毒溜にすることにより、利根川と江戸川の沿岸住民、(東京・埼玉・千葉・茨城)を鉱毒被害から守るためにです。

この不当な廃村措置に対して、一身をなげうって谷中村民の支援をしたのが、栃木の義人・田中正造です。

田中正造は、帝国議会で、古河鉱業の操業停止を要求し、天皇へ直訴するなど、大正2年に死去するまで、反対

運動を続けました。

足尾は公害の原点といわれ、公害反対運動の嚆矢といわれています。

百年余を経て、渡良瀬遊水池は広大な葦原と化し、自然がよみがえりました。

絶滅危惧種や危急種を含む330種もの植物、200種に及ぶ野鳥が生息し、哺乳類、爬虫類、両生類にとってもかけがえのない楽園を形成しています。

首都圏に残る広大な遊水池に目を付けた国は、昭和43年に整備計画案を作成し、48年には貯水池(谷中湖という)を造成しました。

さらに、ゴルフ場を造成し、都市公園化を進める一方、第2、第3の貯水池を建設する計画を推し進めて、よみがえた自然を破壊しようとしています。

遊水池を掘り返せば、大量的土が遊水池外に出て鉱毒バラマキの危険があります。

私たちはこの自然を守り、子供や孫に引き継ぐために、「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録指定地に」という運動をしています。

利根川の治水にも重要な位置を占める渡良瀬遊水池の自然を、みんなの力で守り抜きましょう。

もう40年も昔のことになるが、北九州市に住んでいたことがある。夏になつて雨が降らず渴水になつた。水道は時間給水になつたし、マンションの高層では水が届かず給水車がきて、それを人びとはバケツで自宅まで運んだ。それでも健全な生活は送れだし近所とも仲良く生活した。

その後、ロサンゼルスへ行つた。航空機が高度を落とすと、家々と真珠のよう輝くものが地上に見えて、それがプールの水だと知つた。アメリカ生活は、ふんだんに水とガソリンやガスや電気を使用し快適そのものだつた。夜明けには庭先のスプリンクラーが作動して芝や植木にたっぷり水を散布した。家々はプールとミニゴルフ場を囲んで散在し、その周辺を高い壁

で囲んで不審者の立ち入りを警備が監視した。

「もつたらない水は止めよう！ 八ッ場ダム建設には反対だ

数年でわかり始めた。ふんだんに

金と資源がある

アメリカに住む

人は世界の人口

の数パーセント

に過ぎないから

いいが、すべての

人類がそれを望

んだとすれば地

球環境は破壊さ

れ生存がおぼつかなくなる。

かなくなる。

代に到つては無駄に使う考えは成り立たない。適切な量の水が必要であり、多かるところだ。しかし、それをしていると地球環境が保てないということが、ここ数年でわかり始めた。ふんだんにで囲んで不審者の立ち入りを警備が監視した。

快適な生活はだれしも望むところだ。しかし、それをして人と動物とも植物とも共生する生活がわかれの理想とするところだ。

地盤沈下があるから現在使用中の水道用井戸は直ちに閉鎖して、遠くのダムに日本的人口は減少し始めるべきとするのは極端にすぎないか。地盤沈下の原因は水道水の汲み上げによるとは断定できない。飲料水は人間のために一番大切なものだし、それは安価で手軽に存在するものでなければならない。群馬県の山奥から引いてきて高度浄化装置でうまい水にするよりも、雨水を涵養し、身近な

現在の日本に残っている。「湯水のごとく使う」という言葉もあるし、多いに越適度に利用するのが本筋でないのか。採取量の適正化とともに工業／農業用水などとの調整も必要だ。

日本全国で川の上流にダムをつくるから流砂がなくさか移住してくるアメリカ人のプールのために大量の道路や家屋なども危険にさらされているというニュース番組もあつた。これも真剣に考えねばならぬ。

日本の人口は減少し始めている。そして節水型洗濯機や皿洗機などが普及していく。そこには八ッ場ダムはその一つの象徴として存在し、そして私たちがつながる自然との共生のためには八ッ場ダムなどをつくることを止めたいと反対している。

(佐々木 裕)



ハッ場をひねるトーナメント 千葉の会で頑張りあしゃい

5月の芽吹きの季節に、八ッ場ダムの予定地、吾妻渓谷に行きました。広葉樹林の繊細な新緑でおおわれたなか三つ葉ツツジの赤紫があざやかでした。

現地の方々の長い反対運動のなかでたどりついた現在の複雑な想いを聞き、日本一高額な八ッ場ダム事業費を、このムダなダムに注ぎ込んではならないとの思いをあらたにしてきました。

5月26日、千葉地裁での第6回の裁判もいつものようく50人をこえる傍聴者の前でおこなわれ、私たち原告は利水面から「水余りの

現状にもかかわらず、千葉県は過大な水需要予測を作成し、その数字を根拠に八ッ場ダムの必要性を導き出している」と数々の数値を示し、パソコンのパワーポイントを使って問題点を指摘しました。

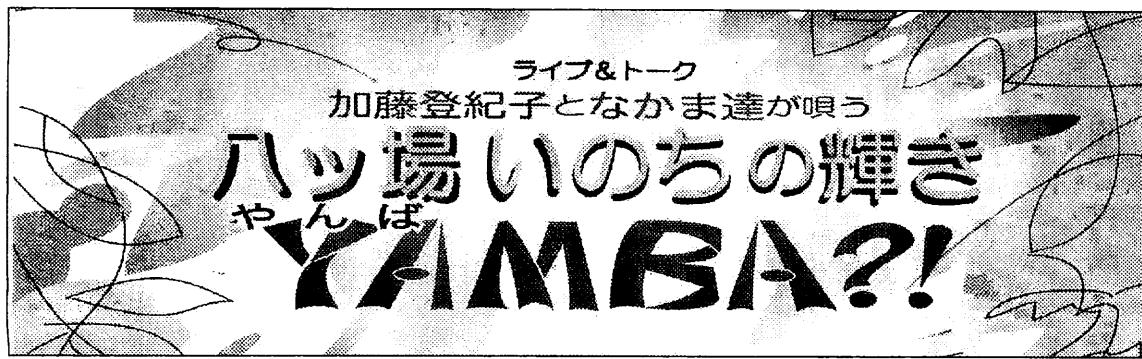
裁判終了後、より多くの方々に現実を知つてもらえるよう県庁前でチラシを配付。市民の方や県職員も関心をもつて受け取つたり話を聴いてくれました。

今後もより多くの皆さん の応援で活動を続けたいと思つています。よろしくお願ひいたします。

(中村春子)

第7回裁判の日時
日時=2006年8月4日(金)11時から
場所=千葉地方裁判所301法廷
集合=10時30分千葉地裁玄関前集合して入廷します

裁判終了後、向かい側の弁護士会館で、弁護団から裁判の解説と各地の情報のお知らせがあります。



主催=ハッ場ダムといのちの輝き2周年記念会
チケット購入を希望される方は
さくら市民ネットワーク事務所(043-462-0618)または
中村春子さん(043-486-1363)お問い合わせ下さい。
会場=日本青年館大ホール自由席3000円
(神宮外苑横) 指定席5000円

日時=12月9日(土)午後1時30分~
会場=全水道会館(JR水道橋駅より徒歩3分)
主催=ハッ場ダムをストップやせん市民連絡会

利根川流域市民委員会の発足

6月3、4日の利根川流域視察会の夜、参加者の発意で「利根川流域市民委員会」が発足しました。利根川流域では、国土交通省により「利根川水系河川整備計画」が策定されようとしています。計画は、利根川の治水、利水にとどまらず、環境、まちづくり、など深いかかわりのある市民の将来を左右するものです。この意見を反映させる」ことについて、新河川法では、「整備計画策定に際し、関係住民の意見を反映させる」こととしています。これに基づき今後、住民意見を收集する場が設けられるものと想われます。

TEL&FAX 042-341-7524
高橋強男 〒270-2243
千葉県松戸市野塚町2-1201
TEL&FAX 047-367-2857
tongawashimin@yahoo.co.jp (井浦)

★ハイド&マーク★